

| 項目 | 特記事項 |
|-----------------------------------|--|
| 1 適用基準等 | 1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 一宮市契約規則等 2) 賃貸借契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (平成最新年版) 4) " 建築工事標準詳細図 (平成最新年版) 5) " 建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成最新年版) 6) " 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (平成最新年版) 7) " 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成最新年版) 8) " 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (平成最新年版) 9) " 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (平成最新年版) 10) " 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成最新年版) 11) " 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成最新年版) 12) 関係法令及び諸工事基準 13) 電気・ガス等各事業者基準 2. 特記仕様書のなかで、本工事に関係しない項目は、適用しない。 3. 参考図に関する疑義は、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 4. 特記事項について、本工事に関係しない事項は適用しない。 |
| 2. 官公署その他への届出手続等 | 下記の届出、申請等が必要な場合は、施工者が行うこと。 1)建築確認申請 2)その他各種許可等の申請 ・その他工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等(消防用設備工事計画届、完了届等)を遅滞なく行うこと、又それらに要する費用は施工者の負担とする。又完成後、検査済証の交付を受けた上引渡すこと。 ・ハードビル法、愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を進める努力をし、法に適合するようにすること。 ・法的に必要な消防設備(避難器具・非常警報設備・自動火災報知設備・消火器等)を関係法令等に従い設置すること。(消防局等関係機関と充分打合せすること。) ・これらに関して法的に必要な、建築・設備等は、参考図に記載の有無に関わらず関係法規を遵守し包含施工すること。 ・譲渡特約付賃貸借契約書、本特記仕様書に定められた書類等を提出し、内容確認を受けた後支払い関係の手続きを行う。 ・契約後、速やかに現場代理人等の届出を行い、工事現場に配置すること。 ・緊急時の連絡体制を明確にし、契約後速やかに緊急連絡体制表を提出すること。 その他、本市担当者の指示するもの。 |
| 3 各種提出書類等 | 1. 着事前 工事の着手に先だち、敷地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を十分な確認・調査の上撮影すること。 2. 工事中 1) 右図に示す黒板に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影・記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 2) 本市担当者の指示により適宜提出する。(ファイル部数 1部) |
| 4 工事の記録 工事写真 | 3. デジタルカメラを使用する場合は監督員と協議した上、必要な文字、数量等の内容が判読できる撮影機材を用いることとし、撮影画像の有効画素数が100万画素程度のものを使用すること。 又、写真の撮り方については本特記仕様書 その他 4項によるほか「工事写真の撮り方 改訂第2版」(社)公共建築協会 建設大臣官房官庁営繕部監修の建築及び建築設備編によること。 |
| 5. 電気保安技術者 | ※適用する(工用電力設備の保安責任者が兼ねる。) |
| 6. 発生材の処理等 建設副産物 再資源化施設への搬出 | 1. 引き渡しを要するものは、本市担当者の指定する場所に整理し、発生物件調書を施設管理者へ引き渡す。 2. 引き渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い、適正に処理する。 ・発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」その他関係法令、名古屋市条例等の規定を遵守し適正に処理する。 又、それらに基づく必要な届出書・報告書等を遅滞なく提出すること。 ・工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 |
| 7. 施工の検査等 | ・※行う |
| 8. 化学物質の濃度測定 | ・※行う ・下記の要領で濃度測定を行う。 ① 測定室 陶芸室、会議室の2箇所 ② 測定事項 上記箇所において下記の事項について、検査を行う。 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※パラジクロロベンゼン ※エチレンベンゼン ※スチレン |

共通事項



| | 項目 | 特記事項 |
|------|---|--|
| 共通事項 | <p>9. 完成時の提出書類</p> <p>10. その他 ・光熱水料 ・事故報告 ・騒音・振動対策</p> <p>・排出ガス対策型建設機械</p> <p>11. 建物寸法等</p> | <p>③ 測定時期 測定は、全ての工事(設備工事を含む)が終了した後に行う。</p> <p>④ 採取 採取は、拡散方式とする。 複数の居室がある場合には、濃度は室温の影響を受けやすいことから、一番室温が高い居室、又は施工(塗装工事等)が一番遅い居室で行う。</p> <p>⑤ 測定 測定対象の部屋は、採取前に窓、扉、備え付け品の扉等全てを開き、30分以上十分換気を行う。 測定は、(ア)、(イ)によって行う。 (ア)及び(イ)と相関の高い方法によって行うことも出来る。 (ア)ホルムアルデヒドは、「高速液体クロマトグラフ法」によって行う。 (イ)揮発性有機化合物は、「ガスクロマトグラフ」又は「ガスクロマトグラフィー質量分析法」によって行う。 分析は、公的機関又は計量法(平成14年法律第51号)第107条に定める計量証明事業登録者で実施する。</p> <p>⑥ 判定基準(両単位の換算は25℃) (1)ホルムアルデヒド100 μg/・(0.08ppm)以下 (2)トルエン260 μg/・(0.07ppm)以下 (3)キシレン870 μg/・(0.20ppm)以下 (4)エチルベンゼン3800 μg/・(0.88ppm)以下 (5)スチレン220 μg/・(0.05ppm)以下</p> <p>⑦ 報告書 建築物概要、測定箇所概要(仕上げ材データ)、試料採取日の気温・湿度の測定記録、検査結果、写真等を報告書にまとめ提出すること。</p> <p>⑧ 判定基準値を超えた場合 換気を励行するとともに、その発生原因を究明し汚染物質の発生を低くするなど適切な措置を講じ、再度測定する。</p> <p>■ 別記(その他工事-6)の図書を作成し監督員に提出する。</p> <p>・建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、施工者が負担する。 ・工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに本市担当者へ通報するとともに、事故発生報告書を速やかに提出すること。 ・「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。 また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 ・排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り (対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW))</p> <p>・建物寸法は、別紙参考図の寸法とする、原則変更は認めない。 但し、建築基準法、条例等関係法令で、決められているものは、法等の寸法による。</p> |
| 仮設工事 | <p>1. 足場その他</p> <p>2. 建設現場標識等</p> <p>3. その他</p> <p>4. 工事車両の現場搬入の際の注意事項</p> | <p>・枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等の基準」(厚生労働省 平成15年4月)によるものとする。 ・仮囲い等を設け、関係者以外が容易に作業範囲内に入れないよう措置を講ずること。 ※設ける(建設業法、建築基準法その他関係法規によるもの)</p> <p>・建物建設時に周囲の工作物等に損傷を与えないように養生をして行うこと、損傷を与えた場合は、本市担当者の指示により施工者の負担により復旧すること。</p> <p>・計画敷地付近の道路は、名古屋市上下水道局管轄区域による公道であり、道路下に埋設管が埋設されている。大型車両が当該道路に進入する際には、進入する道路経路の全てに20mmの滑り止め鋼板を養生する事。進入の際にガードパイプ等の既設物が障害となる場合には、仮撤去にて進入路の確保を行い、工事終了後に現況復旧する事。 また、事前に名古屋市上下水道局あてに作業届出書の提出及び、作業終了後に作業完了届出書を提出する事。</p> <p>・計画地に工事車両等を横付けする必要がある場合には、既存フェンスとフェンス基礎の仮撤去を行う事とする。その際、市担当者との協議の上、撤去範囲を決定する事。また、工事終了後には現況復旧する事とする。</p> <p>・計画建物の位置に既設樹木があり干渉する恐れがある際には、市担当者との協議の上、干渉部分に対して伐採を行う事。 ※上記注意事項に関する工事は全て今回の工事範囲内とする。</p> |
| 土工事 | <p>1. 建設発生土等の処理</p> <p>2. 原状復旧</p> | <p>・処分にあたっては、関係法令等に従い、適正に処理する。 ・敷地内敷均し(良質土のみ)の場合も、本市担当者、打合せの上行うこと。 ・参考図に指示がある場合は、それに従う。 ・原状と同じ工法で復旧すること。 ・表層土以外は、根切り土の中の良質土又は、山砂の類により後日沈下しないよう水締め、締め固め用器機による締め固めを行うこと。 ・復旧にあたっては、水溜まり等、雨水排水に支障のないよう敷き均すこと。 ・後日水溜まり、凹凸沈下等不備が認められる時は、再度復旧の措置を早急に行うこと。 ・根切り部分から周囲幅2m以上かつ不備と認められる範囲(車両進入路、作業範囲内等工事で使用した部分等)ば、水はけよく地均し ・以上、本市担当者とは十分打合せを行い、復旧前後・復旧工程が確実に確認出来る写真を提出すること。</p> |
| 基礎工事 | <p>1. 基礎</p> <p>2. 使用材料</p> <p>3. その他</p> | <p>・鉄筋コンクリート造布基礎</p> <p>・JIS規格品とする。(コンクリート、鉄筋その他主要な材料)</p> <p>・構造等(基礎、上部躯体、材料強度)は、構造一級建築士が計算等により安全であることを確認すること。 その際、地盤補強が必要となった場合には本市担当者との協議により設計変更等を行い、指示に従う事。</p> |
| 内装工事 | <p>1. 材料</p> | <p>・床仕上 別紙参考図通りとする。 ・壁 別紙参考図通りとする。 ・合板 新しい製品を使用する場合は、出荷証明書を提出し本市担当者の許可を得ること。</p> |

| 事 | | 仕上げ材、接着剤等のホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆ | |
|------------|------------|---|------|
| | | | No.3 |
| | 項目 | 特記事項 | |
| 内装工事 | 2. 施工 | <ul style="list-style-type: none"> ・壁 別紙参考図通りとする。 ・玄関 別紙参考図通りとする。 ・庇 別紙参考図通りとする。 ・トイレ 参考図と同数設置する。 | |
| | 3. 掲示根 | <ul style="list-style-type: none"> ・※ラワン合板 ・ ラワン合板下地掲示板用シート貼 | |
| ユニットその他の工事 | 1. 網戸 | <ul style="list-style-type: none"> ・外部に面する窓、全てに設置すること。また、網戸には破れ防止の対策を講ずること。 | |
| | 2. 備品その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議室 机・イス・下駄箱は既製品(新品)にて工事範囲内とする。 ・玄関 別紙参考図通りとする。 ・手洗い ステンレス製シンクとし、蛇口数については3口とする。流し ・陶芸室 机・イス・スチールラックについては工事範囲外とする。陶芸窯は旧施設にあるものを使用するため工事範囲外とする。ただし、工事完了後に旧施設から指定の場所まで運搬作業を行うこと。(運搬費用は工事範囲内とする)運搬の際には保険に加入し、万が一破損等があった場合は補修等対応すること。 ・WC 別紙参考図通りとする。 | |
| | 3. 消防用通路等 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防用通路が必要な場合は、幅4.0m以上、高さ4.0m以上とし、土間コンクリート打ちとする。又、両側に1/15以下のスロープを設置すること。 | |
| | 4. 建具、ガラス等 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計概要の仕様に従う事とする | |

| | | No. 4 | |
|--------|-----------------|---|--|
| | 項目 | 特記事項 | |
| 機械設備工事 | 1. 換気設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・別紙参考図により、能力的に必要な数を設置すること。 | |
| | 2. 給排水衛生設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・給水は本管より新たに引き込む事とする。 ・汚水、雑排水は、新設樹設置の上VPΦ150にて新設する浄化槽へ接続とする。 ・雨水排水は、落し口に樹を新設しVPΦ100にて新設樹及び既設樹へ排水すること。(雨水計画は市と協議の上、決定する) ・既設埋設管が当該建物により干渉している場合は、適切に処理を行い、切り回し等の施工を行うこと。 | |
| | 3. 冷暖房設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・別紙参考図により、必要な数を設置すること。 | |
| 電気設備工事 | 1. 配線・配管工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・電源は敷地外道路にある電柱より引きこむこととする。 ・冷暖房機器、コンセント、照明器具等の配線、配管工事を行う。 ・弱電設備(LAN、TEL)等の配線、配管工事を行う。 ・既設埋設管が当該建物により干渉している場合は、適切に処理を行い、切り回し等の施工を行うこと。 | |
| | 2. 照明器具 | <ul style="list-style-type: none"> ・参考図により設置し、かつ、500lxを確保すること。器具の仕様はLED仕様とする。(詳細な仕様は本市担当者との打合せにて決定とする) | |
| | 3. 消防用設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防法等関係法令に従い設置すること。又これに伴い必要な消防器機等の新設を行うこと。 ・消火器を設置すること。 | |
| | 4. 陶芸窯移設及び設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・陶芸室に設置する電気式陶芸窯は、旧施設にあるものを使用する。陶芸窯の電源については、200V用のケースブレーカーを今回工事範囲内で用意する事。陶芸窯の電源接続については別途とする。 | |
| その他の工事 | 1. 火災等事故に対する措置等 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中及び賃貸借期間中の火災、及び第三者に与えた障害等に対処出来るよう、保険等に加入するなど、事故等が起きても十分対処出来るようにしておくこと。 | |
| | 2. その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・図示・特記無きものは、施工者の仕様とするが、事前に本市担当者に承諾を受けた上施工すること、又、図示なくも、使用する上で必要なものは当契約のうちで施工する事。 | |
| | 3. 変更等の承諾 | <ul style="list-style-type: none"> ・本特記仕様書、参考図の示す建物本体の仕様、設置・取付け備品等の変更は、施工前に本市担当者の承諾を得ること。又、本市の判断で減額が認められる場合は、契約金額の減額を行うことがある | |
| | 4. 完成後の清掃 | <ul style="list-style-type: none"> ・完成後クリーニングを行い、市側へ建物の引渡しを行うこと。 | |

建築法規等

※仮設庁舎を計画・施工する上で関連法規等遵守し計画・施工を行う。

※下記に主な法令を示す。その他関連機関と十分な打合せを行い細部について確認を行うこと。

※その他条例等についても同様とする。

建築基準法等

★防火地域構造制限はつぎのとおりとする。

| | | | |
|------|-------------------|---------------|-----------|
| 防火地域 | | 延べ面積100㎡以下 | 延べ面積100㎡超 |
| | 階数3階以上 (地階を含む) | 耐火建築物 | 耐火建築物 |
| | 階数2又は階数1 | 耐火建築物又は準耐火建築物 | 耐火建築物 |

| | | | | |
|-------|---------|------------|-----------------------|-------------|
| 準防火地域 | | 延べ面積500㎡以下 | 延べ面積500㎡超 1,500㎡以下 | 延べ面積1,500㎡超 |
| | 地上階数3 | 耐火建築物 | 耐火建築物 | 耐火建築物 |
| | 地上階数2以下 | 制限無し | 耐火建築物又は 準耐火建築物 | 耐火建築物 |

※建物が防火地域・準防火地域め内外にわたる場合は、厳しい方の制限を適用する。

★延焼ライン 法令に従い必要部分は、防火設備・防火構造とする。

★防火区画 法令に従い区画する。

★内装制限 法令に従い、内装制限を行う。

★階段

| | | | |
|-----|--------|--------|--------|
| | 踊場幅 | 蹴上げ | 踏面 |
| 幼稚園 | 75cm以上 | 22cm以下 | 21cm以上 |

★階段手摺り
設置すること。

★採光 法令に従い、確保すること。

★換気 法令に従い、確保すること。

★排煙 法令に従い、確保すること。

消防法等

★消火器

設置すること。歩行距離20m以内毎

書類等(写真含む) 提出の時・チェック欄にチェックし、提出日時を記入の上チェックリストを添付して提出する。

★建設時

| 工事項目 | 写真 | チェック欄 | 提出日時 | 提出書類 |
|--------------|---|-------|------|------------|
| 仮設工事 | 建設現場標識等の設置状況の写真 | | | |
| | 建設場所現況写真 | | | |
| | 周囲の建物状況写真 | | | |
| | 周囲の建物工作物の状況写真 | | | |
| | 位置出し写真 | | | |
| | 仮囲いの状況 | | | |
| 土工事 | 根切り底写真 | | | |
| | 根切り底深さ測定写真 | | | |
| | 埋め戻し状況(施工中、完了)写真 | | | |
| | 表層土材料確認の出来る写真 | | | 納品書 |
| | 建物廻り敷均し(施工中、完了)状況写真 | | | |
| 地業工事 | 砕石、捨てコンクリートの材料の確認出来る写真 | | | 納品書 |
| | 砕石の幅、厚さの確認出来る写真 | | | |
| | 捨てコンクリート幅、厚さの確認出来る写真 | | | |
| 鉄筋工事 | 材料(規格品と確認出来る写真) | | | 納品書 |
| | 配筋状況(間隔、かぶり、スペーサー等)の確認出来る写真 | | | |
| 型枠工事 | 鉄筋のかぶり厚が確認出来る写真 | | | |
| | 躯体寸法の確認出来る写真 | | | |
| | 型枠解体時写真 | | | 解体前強度確認書 |
| コンクリート 工事 | 材料搬入写真(生コンクリート車等の写真) | | | 納品書 |
| | 材料検査の写真 | | | 強度確認書 |
| | 打設状況の写真 | | | |
| 鉄骨工事 | 柱脚アンカーボルトの材料、施工状況の確認出来る写真 | | | 納品書等 |
| 建方 | 建方状況の写真(施工中、完了) | | | |
| 内装工事 | 内装材料(接着剤等も含む)の規格、仕様の確認出来る写真 | | | 納品書等 |
| | 施工状況(施工中、完了 各工程) | | | |
| 備品 | 各部材(壁、天井、床)の取付け状況の確認出来る写真 | | | |
| | 各室内備品(ロッカー、掃除具入れ、流し台等)の取付け状況の確認出来る写真 | | | |
| 機械設備工事 | 配管(給水、排水管)の埋設前後、本管との接続状況、全景)の写真 | | | 各事業者検査済書類 |
| | 使用材料及び、規格の確認出来る写真 | | | |
| | 空調機器等各機器の能力等の確認出来る写真 | | | 納品書等 |
| | 空調機器等各機器の取付け状況(全景、吊りボルト等)の確認出来る写真 その他隠ぺい部分全ての写真 | | | |
| 電気設備工事 | 敷地外引きこみ状況、配線、配管状況の確認出来る写真 | | | 電気事業者検査済書類 |
| | 敷地内引きこみ状況、配線、配管状況の確認出来る写真 | | | 納品書等 |
| | 使用材料、規格、使用機材の確認出来る写真 | | | |
| | 照明機器等各機器の能力等の確認出来る写真 | | | |
| | 照明機器、配線器具等各機器の取付け状況(全景、吊りボルト等)の確認出来る写真 その他、壁内・天井内の隠ぺい部分全ての写真 | | | |
| その他 | 本市担当者の指示するもの | | | |
| | 特記された工法等の材料、工程、完了写真 | | | |
| | クリーニングの状況等確認出来る写真 | | | |
| | 完成写真(内観：部屋毎2～4枚程度、外観：建物每各方位全景) | | | |
| | 造成工事の各工程 | | | |

★コンクリート、鉄筋及び内外装新品を使用する場合は、全て事前に仕様、規格の確認出来る書類(カタログ・規格書写し等)を提出し承諾を得ること。

★賃貸借契約期間中

| | | | | |
|----|--|--|--|--|
| 点検 | | | | |
|----|--|--|--|--|

チェックリスト

書類等(写真含む) 提出の時・チェック欄にチェックし、提出日時を記入の上チェックリストを添付して提出する。

★撤去解体時

| 工事項目 | 写真 | チェック欄 | 提出時期 | 提出書類 | |
|------|----|-------|------|------|----------|
| 解体 | / | | | | |
| | | | | | |
| 土工事 | | | | | 納品書等 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | 許可書写し |
| | | | | | 許可書写し |
| | | | | | |
| 発生材 | | | | | |
| | | | | | マニフェスト写し |